

一般社団法人 日本バーテンダー協会

運営細則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は一般社団法人 日本バーテンダー協会（以下「協会」と言う）定款に基づく会務の執行と業務の円滑な運営を具体化する為の規則を定める事を目的とする。

(組織構成)

第2条 定款第2条2項に基づき、次の8地区に本部を置く。北海道本部、東北本部、関東広域本部、中日本本部、関西本部、中国本部、四国本部、九州本部

2 地域本部は、管轄下の各都道府県に理事会の議決を経て、都道府県支部を設置する事が出来る。

第2章 会員資格及び会員の権利義務

(会員の権利及び義務)

第3条 会員は定款第3条に定める目的を遵守する義務と、全ての事業に参加する権利を有する。

- (1) 会員は協会が主催し、又は推薦する研究会、集会その他の行事に参加する事が出来る。
- (2) 会員は協会が行う各種の研修を受講し、各種資格認定試験を受け、協会が認定する資格を取得する事が出来る。
 - 2 正会員は一般社団法人に関する法律上の会員として自覚し、法令及び定款の遵守、並びに協会の目的を達する為の事業に積極的に参加しなければならない。
 - 3 正会員は、飲食物の調理並びにカクテルの調酒技術に習熟し、バーテンダーとして飲料文化の発展とカクテルの普及に貢献しなければならない。

(入会手続)

第4条 定款第5条及び第6条に基づく会員の入会手続は次の通りとする。

- (1) 一般会員入会希望者は、一般会員規定を承認して、入会申し込み書に所定の項目を記入の上、写真を添えて会長に申し込まなければならない。
- (2) 協会は一般会員の入会申し込み書を受理・確認後、入会申し込み完了通知を本人に通知する。

入会申し込み内容に虚偽や漏れがあった場合、又は会員として不適切と判断した場合は申し込みを承諾しない事がある。
- (3) 協会は一般会員に対して入会申し込み通知と同時に会員証と会員バッジを交付する。
 - 2 正会員になろうとする者は、協会が別に定める資格認定試験を受験する事が出来る。
- (1) 正会員で資格認定試験受験希望者は受験資格を確認の上、所属支部に申し込む。
- (2) 正会員バッジを交付する。
 - 3 賛助会員については、協会三役と常務理事によってその可否を審議し、渉外事業局がその結果を申し込みの会社に通知する。
 - 4 正会員は入会申し込み書に記載された住所（自宅・勤務先）、勤務先名、姓名、所属支部等に変更があった場合は、速やかに変更の内容を協会に届け出なければならない。一般会員は住所が変更となった場合は、協会事務局に届け出なければならない。賛助会員は担当者・住所・電話番号等が変更となった場合は、渉外事業局に届け出なければ

ばならない。

(入会金及び会費)

第5条 定款第7条、経費の負担義務については、入会金及び年会費とする。又、その額については、他に規定のない限り、理事会の決議を経て、総会に提案しその承認を得る事とする。

- 2 正会員は、入会金「3,000円」、年会費「18,000円」とし、会費は事業年度毎に納入しなければならない。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
- 3 一般会員は、入会金「2,000円」、年会費「12,000円」とし、入会金は入会時、会費は事業年度毎に納入する。年度途中での入会者は年会費を月割りにて算出する。
- 4 全国賛助会員は入会金「10,000円」、年会費「120,000円」とし、入会金は入会時、会費は事業年度毎に納入する。年度途中での入会賛助会社は年会費を月割りにて算出する。
- 5 本部賛助会員は入会金「5,000円」、年会費「60,000円」とし、入会金は入会時、会費は事業年度毎に納入する。年度途中での入会賛助会社は年会費を月割りにて算出する。本部賛助会員は、当該本部エリアに事業所がある法人である事を入会条件とし、その活動は本部エリア内限定とする。

(任意退会)

第6条 定款第8条に定める通り、協会を任意に退会しようとする者は、協会に退会届を提出しなければならない。その際、正会員、一般会員は協会に、賛助会員は渉外事業局に申し出る事とする。

- 2 会員が任意に退会をする際、経費負担義務の不履行がある場合は退会月までの全額を納入しなければならない。
- 3 正会員が退会する時は、会員バッジを協会に返還しなければならない。

(退会勧告)

第7条 会員が定款第9条の除名に該当するような行為を行った場合は、総会に除名決議を諮る前に、当該会員に対し、会長が退会を勧告する事が出来る。

(除名)

第8条 定款第9条により、会員の除名決議を総会に諮る場合は、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 定款第9条3項の「除名すべき正当な事由」には次の各号が含まれる。

- (1) 役職を詐称した場合。
- (2) 理事会の許可なく、当協会の名称及び組織を利用して営利を目的とする行為を行った場合。
- (3) 理事会の許可なく、私的な書面配布、又はデジタル配信により、協会の組織活動を乱した場合。

3 除名処分となった者は、協会が授与した顕彰は効力を失い、表彰状、盾、徽章を返還しなければならない。

第3章 役員その他の機関

(本部役員)

第9条 定款第25条に定める役員その他、各本部には次の役員を理事会の決議により置く事が出来る。

本部長	1名
〃 常任幹事長	1名

- 〃 副本部長 4名以内
 - 〃 常任幹事 2名以内
 - 〃 総務部長 1名
 - 〃 財務部長 1名
 - 〃 管理部長 1名
 - 〃 技術研究部長 1名
 - 〃 広報部長 1名
 - 〃 渉外事業部長 1名
 - 〃 会計書類確認者 2名
- 2 第1項の副本部長は、常務理事(業務執行理事)である事とする。
 - 3 第1項の常任幹事長は、筆頭副本部長、本部検定試験委員とし、全国理事とする。
 - 4 第1項の財務部長、技術研究部長は評議員とする。
 - 5 運営細則第9条、第10条の通り、統括本部の評議員を指名し、評議員定数に余剰がある場合は、1副本部長、2常任幹事、3部長の順にて理事会に推薦を行う。

(都道府県支部役員)

第10条 各都道府県支部に本部の決議により、次の役員を置く事が出来る。

- 都道府県支部長 1名
- 〃 幹事長 1名
- 〃 副支部長 2名以内
- 〃 総務部長 1名
- 〃 技術研究部長 1名
- 〃 広報部長 1名

- 2 第1項の都道府県支部長は、代表評議員である事とする。

(業務組織)

第11条 協会には、次の各項に定める局及び委員会を置き、それぞれに定める業務を担当する。

①総務局

各局と連携した情報の集約及び協会の年間行事日程の把握とタイムテーブルの作成。本部並びに都道府県支部との事務連絡並びに会議議事録の作成、その他の庶務及び協会事務局の管理。

②財務局

会費の収納、経費の支出、帳簿諸表の管理及び各局、委員会の決算報告確認、協会の収支決算報告書案並びに予算書案の作成、財産の管理その他財務・会計に関する事務処理。

③管理局

事務局と連携し、会員の入会手続き及び会員登録業務の管理、実行。財務局と連携し、会費入金状況の確認を行い、本部管理部経由で会員への未収会費の徴収を行う。

④技術研究局

カクテルを中心とする飲料等の調酒・調理に関する研究とそれに基づく研修会の実施。全国バーテンダー技能競技大会の開催、賛助会員各社の商品研究や調酒知識の啓蒙等、会員の技術と資質向上の為に必要な研究及び事業の実施。

⑤渉外事業局

賛助会員各社や友好団体との連絡交渉、並びに共催事業の企画立案。協会主催の行事、研究会等に必要の外部資料の収集と会員への提供、及びイベント会場の選定と交渉。賛助会員各社の商品情報紹介と普及に関する事業の実施。

⑥広報局

報道機関の取材、調査等への協力並びに協会機関誌、オフィシャルサイトによる協会の目的や事業内容に関する広報活動の実施。

協会機関誌の編集、発行並びに定款第4条2項に定める出版物等の編集及び刊行。本部

並びに都道府県支部等、地域の協会運営組織活動報告書の監修。

⑦検定試験委員会

次に定める資格認定試験の実施と、合格者に対する認定及び資格証書の発行。各種資格認定試験に関連する講習会並びに研修会の開催。

1. バーテンダー呼称技能認定試験
2. インターナショナルバーテンダー呼称技能認定試験

⑧顕彰委員会

協会の組織活動を通じて、協会並びに業界の発展向上に寄与した会員を顕彰する。各顕彰項目に沿って、顕彰方針を立案し理事会に提出、申請書類を審査し、顕彰に値する会員を理事会に推薦する。

⑨国際バーテンダー協会（IBA）業務

世界大会への選手派遣、その他 IBA との業務、連絡については協会直轄とする。

- 2 第 1 項の各局及び委員会に、会長の指名により理事の中より局長、又は委員長各 1 名を置く。
但し、各局長及び委員長については、他の役職との兼任を妨げない。
- 3 本部が設置する都道府県支部については総務部、技術研究部、広報部を設ける事が出来る。但し、いずれも、これらの部を設置した場合は、書面により協会総務局に報告する。
- 4 協会の事業計画に沿って新しい局並びに委員会を、理事会の決議により随時設置する事が出来る。
- 5 局並びに委員会の業務規定を別に定める。
- 6 撮影班について
会議、大会、イベント等、会長が必要と判断した場合、撮影班として最大 3 名まで任命する事が出来る。旅費交通費等、必要経費は協会が負担する。

（名誉会員及び顧問・相談役）

- 第 12 条 定款第 5 条 1 項 (4) 号に定める名誉会員中から、顧問及び相談役を置く事が出来る。会長が業務上必要とした場合に於いて特別顧問を置く事が出来る。名誉会員は、会長、副会長、専務理事を退任した者及び学識経験者の中から、顧問、相談役及び特別顧問は名誉会員の中から、いずれも理事会の決議により選任し、総会に報告の上会長が委嘱する。顧問、相談役は 75 歳を定年とし、定年を迎えた誕生日以降に迎える事業年度末日を定年日とする。特別顧問は会長任期中のみの委嘱とする。定年は特に設けない。
- 2 本部に顧問 2 名、相談役 3 名を置く事が出来る。但し、本部の顧問、相談役と協会名誉会員との重複は出来ない。本部の顧問、相談役は本部要職を退任した正会員の中から、いずれも理事会の決議により置く事が出来る。本部の顧問、相談役の定年については、協会と同規則とする。

（役員候補者の資格）

- 第 13 条 定款第 25 条の役員の候補者は、協会に 15 年以上在籍し、本部長、都道府県支部長、代表評議員である者、又はこれらの経験者である事とする。
- 2 本部長は全国理事とし、理事会の決議により選任する。又本部役員は本部長の推薦により選出し理事会の決議により選任する。
 - 3 都道府県支部の役員は、前項の規定に拘わらず本部において正会員の中から選出する。
 - 4 業界外から選任される役員候補者は、人格、識見に優れ、協会の目的を良く理解し、協会の発展に寄与する事が期待出来る者であって、且つ他の理事と特別な利害関係を有しない者の中から、理事会に於いて推薦され、総会の決議をもって選出する。

(理事の選任方法)

第14条 理事は本細則第13条の資格条件を満たし、協会枠の定数及び本部別に定められた定数に従い、会長並びに本部から推薦された候補者の中から、総会が決議した者を理事会が承認し選任する。

(代表評議員候補者の選出と職務)

- 第15条 定款第23条代表評議員の選出は、協会の定める本部毎の定数により推薦された候補者の中から、理事会の承認を経て総会の決議により選任する。
- 2 本部は、協会が定めた運営細則第9条、第10条の定め通り、統括本部役員の中から本部長の指名により代表評議員候補者の選出を行ない総会に提案する。
 - 3 定款第19条の総会に出席出来ない会員の、議決権の代理行使について、各地域の意見集約と総会提案事項の説明者として代表評議員が任務する事が出来る。但し、委任状に記名される事を条件とする。
 - 4 代表評議員の任期は2年とし再任は妨げない(第19条の4参照)
 - 5 代表評議員で構成する代表評議委員会は、理事会から諮問のあった事項について協議し、答申しなければならない。

(公認国際審査員及び公認全国審査員)

- 第16条 国際競技大会及び全国バーテンドー技能競技大会の審査員を公認国際審査員とし、次世代バーテンドー育成の全国コンペティションの審査員は公認全国審査員とする事を原則とする。
- 2 公認国際審査員は、会長、副会長、専務理事、常務理事、技術研究局長をもって充てる事とする。
 - 3 公認全国審査員は、本部の定数に従い理事及び技術研究部長の中から選任する事とし、会長が任命する。
 - 4 公認国際審査員及び公認全国審査員の任期は2年とし、再任は妨げない。
 - 5 会長が特に必要と判断した場合は、関連団体に審査員の派遣を要請する事が出来る。

(役員を選任及び兼任)

- 第17条 会長は理事の互選により選任する。
- 2 会長候補者が複数の場合は、各候補者は理事7名以上の推薦状を添えて理事会に提出し、出席理事の投票による選挙を行なう。但し、得票数が過半数に達しない場合は上位2名の決選投票により選出する。
 - 3 副会長(2名以上4名以内)、専務理事(1名)、常務理事(9名以内)は、会長が指名し、総会に報告する。
 - 4 会長は他の役員を兼任出来ない事とし、副会長、専務理事、常務理事は他の役員を兼務する事が出来る。
 - 5 代表評議員が定款第25条の役員に選任された場合は、その役職を解き、当該本部に於いて新たに代表評議員を選出しなければならない。
 - 6 本部長、副本部長は他の本部、支部役員を兼任出来ない事とし、常任幹事長は副本部長、検定試験委員を兼任出来る事とする。(第9条の3参照)
 - 7 都道府県支部長は他の本部、支部役員を兼任出来ない事とする。

(職務)

- 第18条 定款第27条により、会長は、協会の代表理事として、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合、又は会長が欠けた場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、協会の常務を統括する。
 - 4 常務理事は、協会の業務執行理事として、協会の業務を分担執行する。

- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び本細則並びに理事会及び総会の決議に基づき、職務を執行する。
- 6 監事は、定款第 28 条に定める職務上の調査に於いて、理事の職務執行並びに協会の業務及び財産管理に異常を認めた場合は、速やかに会長、又は理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第 19 条 全国役員、統括本部役員、都道府県支部役員の任期は、定款第 29 条の定めによるが、再任された場合でもその任期は 3 期 6 年迄とする。代表評議員の場合も同様とする。
- 2 副会長、専務理事、局長、委員長が 3 期 6 年務めて退任し、役職を変更した場合、理事の再任は妨げない。
 - 3 役員及び代表評議員の定年を 65 歳とする。
 - 4 役員及び代表評議員がその役職を 3 期 6 年務めて退任し、当該会員が定年に達してなく、次の 1 事業年度内に定年に達しない場合は、定められた役員選出の規定に則り役員及び代表評議員に選出する事が出来る。但し、役職は前役職と同職は認められない。

(役員解任)

- 第 20 条 役員が次の各号に該当する場合は、理事会に於いて出席理事の 3 分の 2 以上の決議により定款第 31 条の定めにより、当該役員解任を総会に提案する事が出来る。
- (1) 心身の故障の為、会務の遂行に支障を来すと認められる場合。
 - (2) 職務上の義務違反及び協会役員としてふさわしくない行為があると認められる場合。

(役員報酬等)

- 第 21 条 定款第 32 条の役員報酬については、会議を除き、長時間に亘る作業を伴う会務に限り、1 日 1 万円を限度に支払う。
- 2 役員には費用を弁償する事が出来る。
 - 3 第 2 項に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

- 第 22 条 定款第 12 条に定める会員総会、第 24 条に定める代表評議委員会、第 35 条に定める理事会の他、会長、副会長、専務理事による三役会議、及び三役会議の構成員と専務理事、各局長、委員長により構成する企画運営会議、並びに各局長、委員長による局長会議を置く。
- 1 本部に役員会を置き、新年度開始時には本部運営審議会を開催する。
 - 2 第 1 項及び 2 項の会議は、総会提出議案、協会の目的を達する為の事業企画立案、日常会務の執行について協議し決定する事が出来る。
 - 4 会長、専務理事は、必要に応じて役員会を招集する事が出来る。

(議長)

- 第 23 条 本部は、その他定款に定めのない会議に於ける議長の選任については定款第 16 条及び第 38 条を、又決議については、定款第 18 条及び第 39 条を、議事録については定款第 22 条及び第 42 条をそれぞれ準用する。

(資産及び会計)

- 第 24 条 資産及び会計については、定款第 43 条から第 47 条の規定に従う。

第5章 顕彰

(顕彰)

第25条 別に定める顕彰規定に該当する会員を顕彰する場合は、顕彰委員会の推薦により理事会で決議し会長が顕彰する。

第6章 雑則

(運営細則の改正)

第26条 本運営細則の改正は、理事会の決議による事とし、改正した場合は遅滞なく機関誌及び電磁的広報により会員に通知し、且つ直近の会員総会に於いて報告しなければならない。

附則

1. この運営細則は、2020年6月21日から施行する。